様式第９　法第 49 第１項（農林水産省令第７条第２項及び内閣府・農林水産省令第１条第２項）及び第 50 条第１項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において２ha 超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第５条第１項の規定による許可に関する事項

法第 49 条第１項又は第２項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	本郷地区 防災集団移転促進事業	本郷地区	釜石市

図面記号
本郷１地区

	土地の所在	地番	地目		面積（㎡）	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市計画法
土地の所在等	釜石市唐丹町字大曽根	109 番	畑	畑	73 ㎡	農振地域外	都市計画区域外
	釜石市唐丹町字大曽根	110 番 2	畑	畑	321 ㎡	農振地域外	都市計画区域外
	釜石市唐丹町字大曽根	110 番 3	畑	畑	502 ㎡	農振地域外	都市計画区域外
	釜石市唐丹町字大曽根	110 番 4	畑	畑	82 ㎡	農振地域外	都市計画区域外
	釜石市唐丹町字大曽根	112 番 2 の一部	畑	畑	810 ㎡ のうち 94 ㎡	農振地域外	都市計画区域外
	釜石市唐丹町字大曽根	112 番 3 の一部	畑	畑	449 ㎡ のうち 44 ㎡	農振地域外	都市計画区域外
	釜石市唐丹町字大曽根	108 番 1 の一部	畑	畑	1890 ㎡ のうち 816 ㎡	農振地域外	都市計画区域外

	釜石市唐丹町字本郷	1番6の一部	畑	畑	2839 ㎡のうち 62 ㎡	農振地域外	都市計画区域外
	釜石市唐丹町字本郷	2番の一部	畑	畑	2462 ㎡のうち 274 ㎡	農振地域外	都市計画区域外
		合計　2,268 ㎡（田 0 ㎡　畑 2,268 ㎡）					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	住宅団地の汚水排水については個別の浄化槽により処理し、雨水排水についても道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。 また、法面保護等を行いながら事業を適切に実施することにより、土砂の流出・崩壊を防止し、耕作用道路については、必要に応じて付替えを行い、耕作に影響を与えないように措置する。 農業用水及び排水路については、周辺農地に水田利用が無く、特段の支障はない。						